

小規模通所介護の移行について（案）

平成28年2月12日
健康福祉局高齢者事業推進課

1 概要

これまで月平均のべ利用人員 300 人以下の通所事業所には小規模通所介護が算定されていましたが、利用人員 18 人以下の小規模通所介護事業所は、本市においては、平成 28 年 4 月に地域密着型通所介護として提供されることとなります。地域密着型通所介護は定員制のサービスであり、本市の指定・監督を受けることとなります。

また、小規模型のうち、大規模型や通常規模型のサテライト型事業所としてサービスを提供する事業所については、引き続き、本市の指定・監督を受けます。

2 対象事業所

現行の通所介護事業所のうち、利用人員が 18 名以下の事業所が対象です。

3 移行日

27 川健高事第 1039 号で通知したとおり、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護へと移行され、これまでの通所介護の指定の効力は失われます。なお、利用定員 18 名以下の通所介護事業は、地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされる（みなし指定）ため、指定申請の手続きは不要です。

なお、みなし指定を辞退する場合は、その旨の申出が必要となります。申出方法等の詳細につきましては、後日改めて周知いたします。

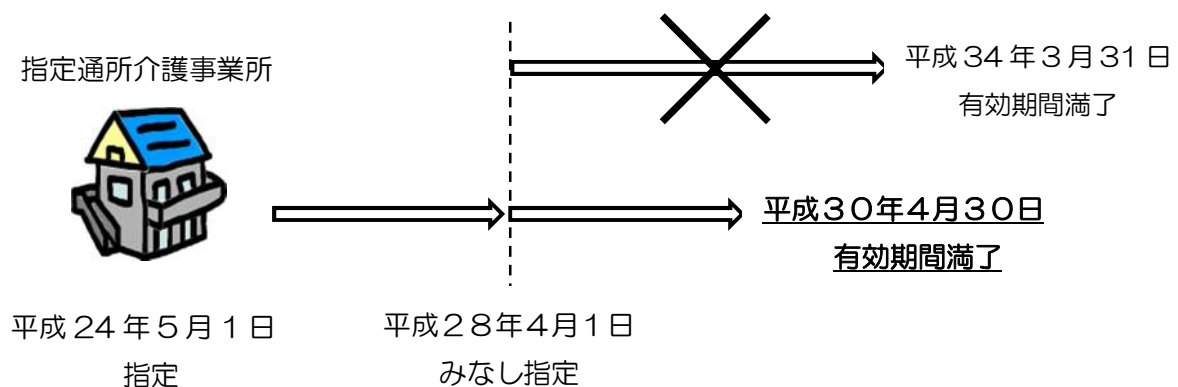
また、指定基準の詳細につきましては、厚生労働省令等の内容を踏まえ本市条例を定める予定です。

地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置など、新たに基準を設けることを予定しています。

4 みなし指定の有効期間

みなし指定の有効期間開始日は平成 28 年 4 月 1 日ですが、その満了日は、改正前の通所介護の指定を受けた日から 6 年を経過した日までとなります。

【例】



5 事業を始める際の手続き

当該事業は指定地域密着型サービスとなるため、広域型での手続きとは違い、新規指定申請の前に、内定申請の手続きが必要となります。手続きにつきましては、決まり次第、川崎市公式ウェブサイトに掲載致します。(みなし指定については、この限りではありません)

なお、平成 28 年 4 月 1 日からの新規指定申請を予定している場合には、法人内で正式に新規開設の意向が決定した際には、2 月中までに電話連絡をください。

6 利用者について

地域密着型サービスへ移行するため、原則として、平成 28 年 4 月 1 日以降は、川崎市の被保険者(住所地域特例対象被保険者を除く)のみの利用となります。ただし、平成 28 年 3 月 31 日時点において川崎市以外の他市町村の被保険者が当該通所介護を利用していた場合は、引き続き当該事業所で地域密着型通所介護サービスを利用することができます。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降は、他市町村の被保険者を新規で受け入れることができませんので、注意してください。

また、市外の利用者について、事業者の変更事項に伴う変更及び加算、減算、休止、廃止の届出については、本市への届出の他、市外の該当自治体あてにも届出るのを忘れずをお願いします。

7 運営推進会議の開催について

地域との連携として、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等で構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上の頻度で開催し、活動状況の評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴取する必要があります。

なお、運営推進会議の趣旨を保つことができる※場合は、市内の近隣地域に所在する複数の地域密着型通所介護事業所が同一の会議構成員によって共同開催することでも差し支えありません。

※「運営推進会議の趣旨を保つことができる」とは、提供しているサービスの内容等を明らかにする事によって、地域に開かれたサービスとすることができることを言います。したがって、複数の地域密着型通所介護事業所が共同開催する場合であっても、会議の開催場所を持ちまわるなどして、各事業所の様子が運営推進会議で明らかになるよう努めてください。

8 サテライト型事業所への移行について

利用定員が 18 名以下の通所介護事業所については、地域密着型通所介護に移行するほか、次のサービスに移行することが可能です。

(1) 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所

小規模多機能型居宅介護として必要な設備である宿泊室の設置については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間が整備に係る経過措置期間となる予定です。そのため、指定申請の際は、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所を運営する事業者が宿泊室の整備計画を策定し、川崎市に提出することが必要となります。

なお、経過措置期間が経過しても宿泊室が整備されない場合は、事業所の指定が取り消されることとなります。

(2) 大規模・通常規模の通所介護サテライト型事業所

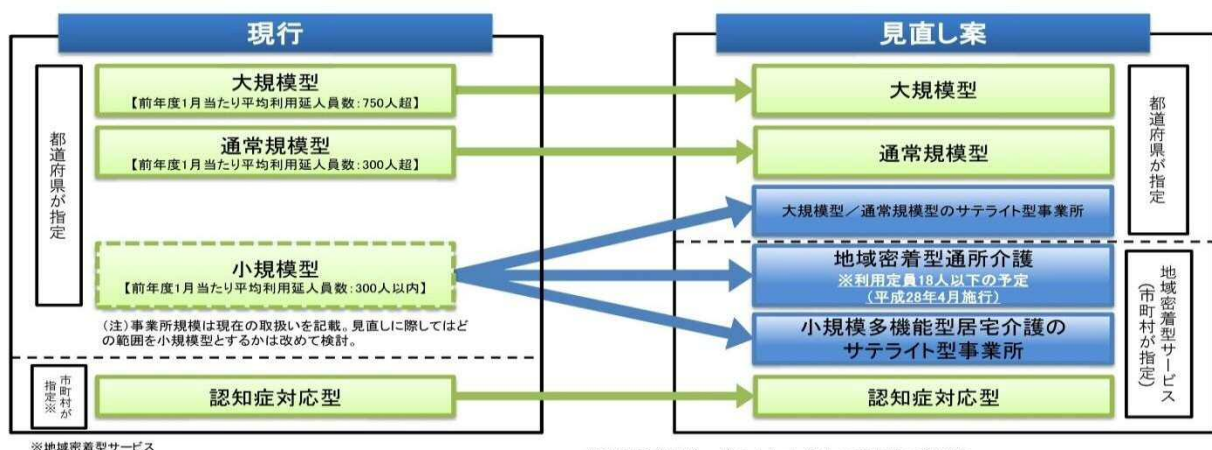
次の要件を満たす場合、小規模通所介護事業所が大規模型・通常規模型通所介護事業所のサテライト型事業所へ移行することが可能です。

- ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理され、必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

以上のことから、大規模型・通常規模型通所介護事業所のサテライト型事業所への移行については、本体事業所とサテライト型事業所が同一法人によって運営される必要があります。

小規模通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する**地域密着型サービスへの移行**、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行**を検討。
- 地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月施行予定。



9 介護報酬について

- (1) 地域密着型通所介護は、平成 27 年度介護報酬改定後の小規模型通所介護の基本報酬が踏襲される予定です。この取扱いは、加算・減算についても同様となります。なお、小規模型通所介護費の区分は廃止される予定です。
- (2) 療養通所介護は現行の基本報酬が踏襲される予定です。この取扱いは、加算・減算についても同様となります。

(健康福祉局高齢者事業推進課事業者指定係)

FAX : 044-200-3926